

スポーツの リスクマネジメント

Risk
Management
in
Sport

小笠原 正・諏訪 伸夫 ©編著

【ゴルフ】

○同伴プレーヤー右眼失明事件

東京高裁平成11年11月2日判決 平成11年（ネ）第1508号

1 事実の概要

平成6年8月4日、埼玉県営妻沼ゴルフ場の2番ホール（パー4）において、原告、被告ら4名が第1打を打ち終わり、各人が、自己の打球のそばに行った。被告はフェアウェイのやや左寄りに、原告は被告の打球地点の左前方20m位にそれぞれ位置していた。前の組が全員パットを終わり、最後のプレーヤーがホールの旗を立てようとしているのが見えた。第2打の打順は、最初が被告、次が原告であった。

被告は、アドレスをして、素振りをした後、5番ウッドクラブを振ったところ、打球は、予想外に左に飛んでいき、被告の方に顔を向けた原告の顔面を直撃し、原告は、右眼球破裂、眼窩底骨折、眼瞼裂傷の傷害を負い、後遺障害等級8級の後遺障害を残した。

2 判旨

- (1) 被告は原告に対し2403万6862円を支払え。
- (2) ゴルフプレーヤーがゴルフ場においてプレーするに当たっては、その打球が他人に当たらないよう注意すべきであることはいうまでもない。その1つの場面として、前方の至近距離に人がいる限り、フルショットをしてはならない。そして、ゴルフのショットは、経験を積んだプレーヤーであっても、打球が予想外の方向に飛ぶことが時として起こりうるから、このようなミスショットの可能性も考慮に入れなければならない。これを本件についてみると、先に認定した事実及び原審における被告本人によれば、被告は、約150 yd (約137 m) 先のサブグリーンをねらって、5番ウッドのフルショットにより第2打を試みたこと、その際、被告の位置から左前方約20 m 先に原告が立っていたことが認められる。5番ウッドでフルスイングした場合のゴルフの打球の速度と人間の認知及び回避に要する時間の関係を考慮すると、20 m では、ミスショットが生じた場合に、原告がその打球を見ているにもかかわらずこれを回避することは不可能である。すなわち、原告の位置は、被告からみて至近距離にあるというべきである。したがって、被告は、第2打を打ってはならなかったものであり、被告には、右注意義務に違反した過失がある。
- (3) 原告には、被告の左前方約20 m の至近距離に立っていた過失があったといわざるをえない。先行組の全員が完全にグリーンを離れたと否とを問わず、原告としては、被告の次のプレーに備え、被告より前に出ないことが必要であったというべきである。
- (4) 双方の過失の内容及び双方とも十分なゴルフ歴を有していたことを考

慮すると、後方のプレーヤーである被告の方により強い注意義務を課すべきであるが、前方のプレーヤーである原告にも危険回避につき大きな過失があるので、原告の過失割合は4割とするのが相当である。

3 評釈

そのホールのプレーを始めたら、「以後はホールから最も遠い球が先にプレーされる」のがゴルフの打順に関するルールである。同じ組のプレーヤーが、ボールを打つ権利を有するプレーヤーよりも前に出ることは、「他のプレーヤーのプレーの邪魔になる」行為であり、エチケットとして禁止されている行為である。

一方、プレーヤーは、打球が当たる事故を防ぐための措置を講じることが求められ、「プレーヤーは、前の組のプレーヤーたちが球のとどく範囲外に出るまではプレーを始めてはならない」「プレーヤーは、近くや前方にいるコース作業員に危険な思いをさせる可能性のあるときは、ストロークを行おうとする前に必ずその人たちに注意するよう声を掛けるべきである」「打った球が誰か人に当たる危険性のある方向に飛んで行った場合、プレーヤーはすぐに大声で危険を知らせるべきである。そのような場合に伝統的に使われてきている掛け声は「フォー!!」である。」と規則上例示されている。

同伴プレーヤーの打球があたる事故は、打者と同伴プレーヤーのいずれもが上記義務を守らないために生じる。本件は、このような事故について、両者の過失を共に肯定しているが、打者であるプレーヤーについて6割、前方に出ていたプレーヤーに対して4割の過失を肯定したものである。

(望月 浩一郎)

○キャディー右眼負傷損害賠償請求事件

神戸地裁平成5年5月25日判決 平成3年(ワ)第1233号

1 事実の概要

昭和63年9月26日、千刈カントリークラブ7番ホールティーグラウンドで、同伴プレーヤーの1人がティーアップしている状態で、前の組がボールの届かない距離に進むまで待機をしていた。

同伴プレーヤーの1人である被告が、ドライバーを素振りしたところ、このヘッドがキャディー（ゴルフ場従業員）の右眼に当たった。キャディーは、右眼球破裂の傷害及び反応性うつ病に罹患し、症状固定後も後遺障害等級第7級の障害を残した。

ゴルフ場は、本件コースの1番ホールティーグラウンド上のプレーヤーの見やすい場所に「ご注意 スタート待機中ティーグラウンド及びその周辺で素振り練習危険につき禁止します」と記載した立て看板を設置し、プレーヤーに対し、ティーグラウンド上における素振り練習の危険性を警告し、その禁止をしていた。

2 判旨

- (1) 被告は原告に対し1019万5789円を支払え。
- (2) プレーヤーは、素振り、すなわち練習スウィングを行なう際にはその前にクラブが当るような身近なところに誰も人がいないことを十分に確認すべき注意義務があるというべきところ、ティーグラウンドは、キャディーや同伴プレーヤーの立入る場所であるところから、ゴルフ場経営者もそこでのプレーヤーの素振り練習を禁止する立看板を設置して右注意義務を喚起している。
- (3) 被告は、素振りを開始する直前の時点において、約3m離れた場所にキャディー（原告）と同伴プレーヤー3名の姿を見ていることが明らかで

あり、キャディがティーグラウンド周辺においてプレーヤーのため各種の世話や指図等をするために動き回ることや、プレーヤーもティーショットのためにティーグラウンド周辺を動き回ることがあることを十分予見していたことが明らかである。そうすると、被告は、自己が素振りをする本件ドライバーのヘッドが届く範囲内に第三者が近付く可能性を予見し、あるいは予見しえた筈であるから、直ちに素振り練習を断念すべきであった。ところが、被告は、右注意義務を怠り、素振り練習を中止せず、かつ十分に周囲の安全を確認しないまま、漫然安全であると軽信して素振り行為を行なった過失により、本件事故を発生させたということができる。

- (4) 原告は、被告が素振り練習に移ることはないと軽信し、先行パーティー動静の確認を急ぐ余り、被告の周辺を避けてティーグラウンドの両側端に近いところを通ることは極めて容易であるにもかかわらずそこを通ろうとせず最短距離である被告のすぐ後方を通過する通路をとった過失を認め、3割の過失相殺を認めた。

3 評釈

周囲の安全を確かめないままゴルフクラブ、野球のバット、剣道の竹刀などを振り回して生じる事故はしばしば生じている。ゴルフクラブに関する判例は、ゴルフ練習場の打席間隔が狭いことからの事故（千葉地裁昭和46年10月29日判決）、道路でドライバーを素振りして歩行者を死亡させた事故（大阪地裁昭和63年3月10日判決）、ゴルフ練習場でのゴルフ教室受講者が、指導者の指示で打席でない場所に立ったところ隣の打席に受講者のクラブが当たった事故（東京地裁平成2年9月19日判決）、ゴルフ練習場の利用者が所定の場所でスイングをしていたところ、隣席利用者がそのスイング区域に入ったためにクラブが当たった事故（静岡地裁平成7年3月10日判決）などがある。

ゴルフ練習場の自打席内のように、他者が入らない独占的使用が許されて

いる場所を除いては、ゴルフクラブを振るときには、他者の存在に注意をすることが求められる。ゴルフ規則においても、「プレーヤーは、ストロークや練習スイングをする場合、次のことを必ずよく確かめるようにするべきである。(a) 近くに誰も人が立っていないかどうか (b) クラブや、球や石、砂利、木の小枝などが飛んでいって当たりそうな場所に誰も人が立っていないかどうか」と記載されている。

この規程は、ゴルフ規則のエチケットの章にある。ゴルフクラブを使用する場合の当然の注意義務を、例示的に注意喚起をしているものであり、競技規則上の記載がない場合であっても、これらの注意義務は肯定される。

(望月 浩一郎)

○ゴルフ場飛球顔面負傷事件

東京地裁昭和60年5月29日判決 昭和57年(ワ)第14355号

1 事実の概要

昭和56年10月24日、八幡カントリークラブにおいて、被告プレーヤーが、東6番ホール第2打を4番アイアンで打ったところ、打球が大きく左にそれ、約180m先の東5番ホールティーグラウンドでティーショットを打った直後でフォロースルーに入ろうとしていた原告の左頬辺りに直接当たった。原告は頭部外傷性耳鳴、外傷性神経性難聴、外傷性視神経損傷の傷害を受け、後遺障害を残した。

東6番ホールティーグラウンドおよび被告プレーヤーが第2打を打った地点からは東5番ホールティーグラウンドは見通すことができず、両ホール間の構造は、東6番ホールから東5番ホールティーグラウンドへ打球が飛ぶことで生じる事故を防ぐものとはなっていなかった。

2 判旨

(1) 被告ゴルフ場は原告に対して260万1866円を支払え。被告プレーヤーに

対する請求は棄却する。

- (2) 被告プレーヤーは東6番ホールで第1打及び第2打を打ったが、東5番ホールとの間には高低差及び樹木帯があるためそのいずれの打球地点からも原告のいた東5番ホールティーグラウンドを見通すことはできず、また、仮に東5番ティーグラウンドの位置を認識する可能性があったとしても、競技者としては、前記高低差及び樹木帯を越えて打球がそこまで届くことは通常予想しえないというべきであるから、被告プレーヤーには原告の存在を確認し、打撃を中止すべき義務はなく、過失は存しない。
- (3) 両ホール間の樹木及び高低差は、必ずしも東5番ティーグラウンドへの東6番ホールからのボールの飛来を防禦できるものではなく、他にこれを防護すべき施設を設けることなく、東5番ホールティーグラウンドを東6番ホールグリーンからわずかの角度をとっただけで近接させれば、本件のような事故が起きることは予想できるところであり、両者を近接して設置し、しかも、東5番ホールティーグラウンドに東6番フェアウェイ方向からのボールの飛来を防止できる程度の防護ネット等の障壁を設けなかったことは土地の工作物の設置、保存に瑕疵があった、確かにゴルフコースにおいて絶対の安全性が求められるものではないが、ゴルフ場に競技に来る者はゴルフ場が通常予想される危険を防止できる設備を備えていることを信頼してよく、これを前提としてなお事故が生じた場合にこれを受忍しており、又は受忍すべきであるというにすぎず、本件においては前記認定のとおり本件ゴルフ場には右のように通常予想される危険を防止できる設備に瑕疵があり、これに起因して本件事故が発生したのであるから、原告が危険を受忍していたとは到底いえず、被告会社の主張は採用できない。

3 評釈

ゴルフ場は自然の地形を利用してつくられるものであり、隣接ホールからの飛球があることを承知し、プレーヤーは、この危険を受忍した上で、プ

プレーをしている。この限りで危険の引き受けがあるが、打球事故に被災することを無条件に受忍しているものではない。プレーヤーは、相互に、注意することにより打球事故を防ぐことを期待しているのである。

プレーヤーは、打球が飛んでいくことによって危険な思いをさせる可能性のある他のプレーヤーなどに対しては、事前に声をかけて打球に注意することを喚起し、注意喚起を受けた者は、打球の行方を見守ることで事故を防止する。さらに、打った球が誰か人に当たる危険性のある方向に飛んでいった場合、プレーヤーはすぐに大声で危険を知らせ、被災する可能性ある者が打球を避けることで、打球事故を防止する。しかし、プレーヤーにとって、打球が届くところがどのような状況であるかを知ることができない構造、あるいは、他のプレーヤーが飛球を知ることが困難な構造のゴルフ場では、プレーヤー相互の努力だけでは打球事故を防止しえない。

ゴルフ場が土地工作物として瑕疵がないと評価されるためには、通常有すべき安全性を満たしていることが必要とされるものであり、プレーヤーの通常努力により、打球事故を防止しうる構造であることが求められる。本件は、このような構造上の安全性に欠けると判断した事例である。

(望月 浩一郎)

スポーツのリスクマネジメント

2009年9月30日 初版発行

編著 小笠原 正・諏訪 伸夫

発行所 株式会社 きょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)

本部 東京都江東区新木場1-18-11 (〒136-8575)

電話番号 編集03-6892-6525

営業03-6892-6666

フリーコール 0120-953-431

〈検印省略〉 URL:<http://www.gyosei.co.jp>

乱丁・落丁本は、送料小社負担にてお取り替えいたします。

©2009 Printed in Japan. 禁無断転載・複製

ISBN 978-4-324-08838-8 (5107524-00-000) [略号：スポーツリスク]
